# いるいるなお悩み、まずはご相談ください

~社会保険労務士が社会保険の加入手続を支援します~



社会保険の制度や 事務手続がわからない

下請指導の相談に のってほしい

毎月負担する 保険料の額を試算したい



アルバイトも社会 保険に加入させないと いけないの?

これを機に社内規程 全般の整備・見直しを 行いたい

社会保険や労働保険の にお任せください

社会保険に関する相談や業務を依頼したいけど、社会保険労務士に心当たりがないときは

社会保険労務士への業務委託をご希望の場合は、47都道府県にある社会保険労務士会へお問合せください。 建設業界に精通した社会保険労務士のリスト等の提供を行っております。



お近くの社会保険労務士会へ お問合せください



社会保険労務士会が、建設業界に精通した 社会保険労務士の情報をご提供いたします



提供された情報を参考に 社会保険労務士に業務をご依頼ください

※地域によっては、社会保険労務士を検索することができるホームページのご案内をもって、情報提供に代えさせていただくことがございます。

国土交通省では、平成24年から建設業における社会保険未加入問題への取り組みを開始しました。 同年11月からは、建設業の許可・更新時、経営事項審査時、そして事業所への立入検査時に 加入状況が確認されます。

## Q. 加入状況が確認される社会保険制度とは?

A. 国土交通省による今回の取り組みでは、特に健康保険、年金、雇用保険の加入が求められています。

### 健康保険

病気やケガで病院にかかった際の医療費について、 - 定の自己負担だけで治療が受けられるようになり ます。

また、高額療養費や傷病手当金、出産手当金、出 産育児一時金等が給付されます。

一定年齢以上から、加入期間に応じて毎月年金が 給付されます (老齢年金)

また、病気やケガにより障害が残ったときは障害 年金が、被保険者等が亡くなったときは遺族年金が 一定の要件により給付されます。

### 雇用保険

労働者が離職したときなどに、一定の要件で失業 等給付(求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付)を受けることができます。 また、雇用継続給付として、高年齢雇用継続給付、 育児休業給付、介護休業給付もあります。

### Q. 建設労働者が加入するべき社会保険は?

A. 労働者が加入するべき社会保険は、雇用形態に応じて異なります。

雇用

保険





国民

厚生年金

## あたっての注意》

社会保険労務士だけです。

社会保険に関する業務委託は、47都道府県にある

社労士会

インターネットで検索

# 建設業のみなさま 社会保険でお悩みですか?



# 私たち社会保険労務士にお任せください

社会保険労務士は労務管理のスペシャリスト。 年金や健康保険などの社会保険手続はもちろん、 労災保険や安全衛生についてもご相談ください。 077-526-3760 ※こちらまでお問い合わせください

詳しくは裏面をご覧ください

※滋賀県社会保険労務士会

〒 520-0806 大津市打出浜 2-1 「コラボしが 21」 6F